富山県家庭的養護推進計画の見直しについて

厚生部子ども支援課

１　経緯

・平成28年3月、「富山県家庭的養護推進計画」を策定（平成27年度～41年度）

　（計画の目標：里親及びファミリーホーム、グループホーム、児童養護施設等の本体施設の割合が概ね3分の1ずつとなることを目指す）

・平成28年児童福祉法等の一部を改正する法律において、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記された

・平成29年8月「新しい社会的養育ビジョン」（国の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」）がとりまとめられた

・平成30年7月、厚生労働省から「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が示され、2019年度末までに新たな計画の策定が求められている

・3歳未満は概ね5年以内、それ以外の就学前の子どもは概ね7年以内に里親委託率75％以上を実現。学童期以降は概ね10年以内に里親委託率50％以上　等の目標が示された

２　都道府県社会的養育推進計画の策定要領の概要

　（１）記載事項

　　　①　社会的養育の体制整備の基本的考え方

　　　②　当事者である子どもの権利擁護の取組

　　　③　市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

　　　④　各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

　　　⑤　里親等への委託の推進に向けた取組

　　　⑥　パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組

　　　⑦　施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

　　　⑧　一時保護改革に向けた取組

・里親委託率については、「これまでの地域の実情は踏まえつつも、上述した数値目標を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子ども数の見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定する」とされた

　　　⑨　社会的養護自立支援の推進に向けた取組

　　　⑩　児童相談所の強化等に向けた取組　　等

　（２）計画期間

　　　　2020年度から2029年度まで

　　　（前期2020～2024、後期2025～2029）

３　今後のスケジュール（予定）

　　今年度中 市町村、各施設等への説明、ヒアリング

　　2019年 ７～９月 児童福祉専門分科会関係部会等への意見聴取

　　 10～12月 計画案の策定

　　2020年 １～３月 パブリックコメント

 児童福祉専門分科会での審議